

地下埋設物・架空線等上空施設の 損傷事故防止マニュアル

令和 6 年 1 2 月
秋田県建設部

目次

1. 目的	1
2. 本マニュアルの適用にあたって	1

[地下埋設物]

3. 地下埋設物の事故防止対策実施フロー図	2
4. 地下埋設物に対する近接作業の手順	3
5. チェックリスト（地下埋設物・発注者用）	9
[参考1] チェックリスト（地下埋設物・受注者用）	11
[参考2] 地下埋設物確認書	13
6. 特記仕様書記載例（地下埋設物）	14

[架空線等上空施設]

7. 上空施設の事故防止対策実施フロー図	16
8. 上空施設に対する作業の手順	17
9. チェックリスト（上空施設・発注者用）	22
[参考3] チェックリスト（上空施設・受注者用）	23
10. 特記仕様書記載例（上空施設）	25

1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物や架空線等上空施設（以下、「上空施設」という。）の近接作業を行うにあたり、発注者（秋田県）と受注者の両者が確認すべき事項を示すとともに、設計及び工事の各段階において現地調査を十分に実施し、現場条件や作業条件等に応じて施設管理者に確認や立会の協力を求めて、必要な安全対策や保安対策を講じることで、地下埋設物及び上空施設の損傷事故防止を図ることを目的とするものである。

2. 本マニュアルの適用にあたって

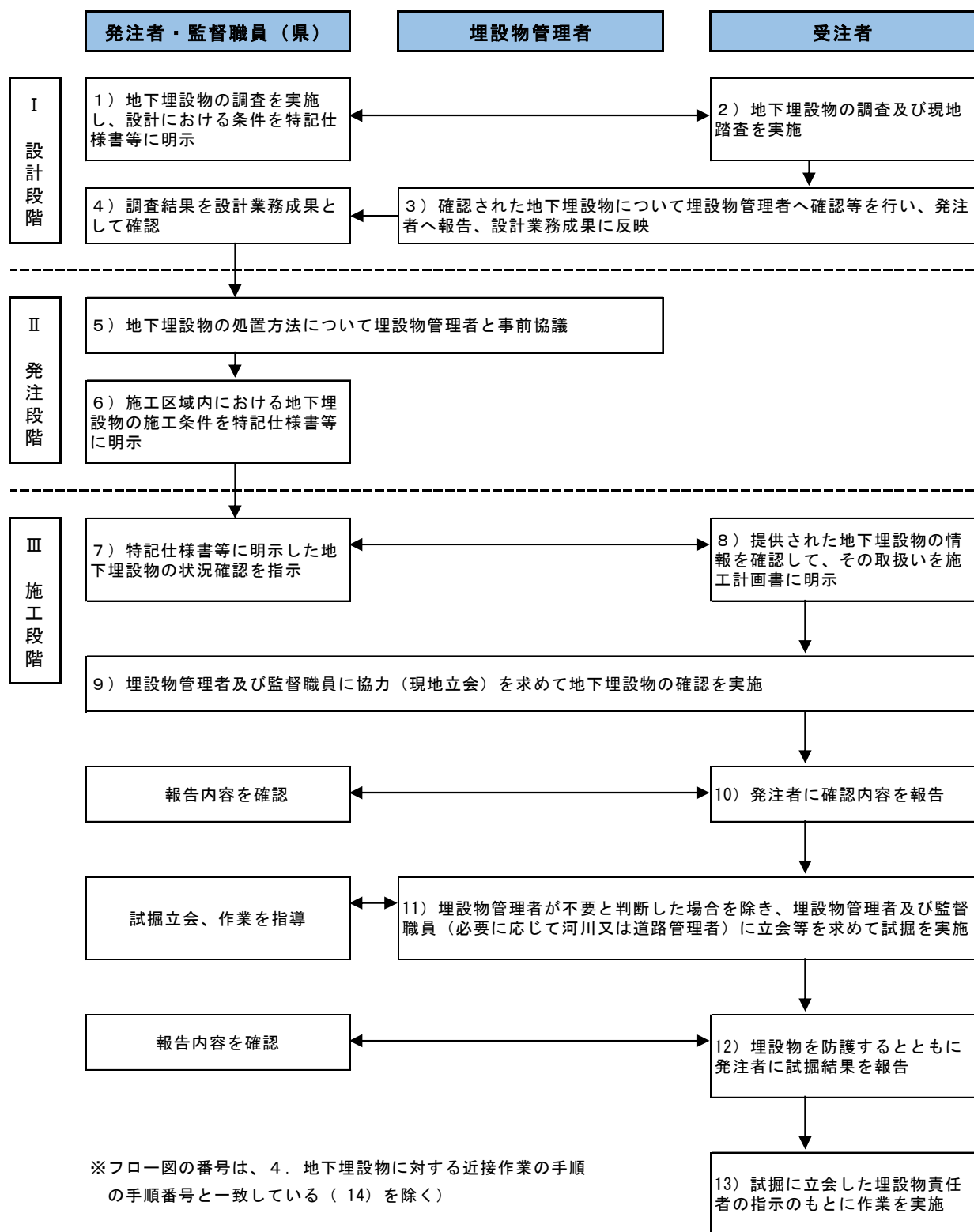
本マニュアルでは、地下埋設物及び上空施設に対する安全対策や保安対策の実施内容を解説しているものであるが、事故防止を達成するためには、工事関係者（発注者、受注者、地下埋設物や上空施設管理者、河川又は道路管理者等）が相互に連携して適切に調査、確認及び協議を行い、適切な措置を講じることが必要である。

このため、設計・発注・施工の各段階で行うべき事項をとりまとめ、漏れなく関係者との調整が行われているかチェックリストを活用して確認することとしている。

発注者と受注者は、本マニュアルを十分に把握し、設計・発注・施工の各段階において適正に運用されるようお願いする。

なお、本マニュアルは「建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月 国土交通省告示第496号）」及び「土木工事安全施工技術指針（令和4年2月 国土交通省大臣官房技術調査課）」を参考として取りまとめている。

3. 地下埋設物の事故防止対策実施フロー図



4. 地下埋設物に対する近接作業の手順

I 設計段階

1) 設計における条件の明示

設計業務発注者は、地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）や道路台帳等（施設管理台帳等）により事前調査し、その結果に基づいて、設計業務特記仕様書等に地下埋設物について明示するものとする。

【P14. 特記仕様書記載例参照】

なお、このことは概略設計段階から行うものとし、詳細設計段階まで繰り返すものとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

<参考> 地下埋設物の種類と調査のポイント

地下埋設物の種類	管理者	調査のポイント (位置の確認のほか 以下の項目も調査)
ガス	ガス事業者	埋設管の種類・管径・埋設シートの有無
上水道	水道事業者	同上
下水道	市町村下水道管理者、 県下水道管理者	同上のほか、幹線・枝線、圧送管・自然流下管の区分
電力	電力会社	送電電圧と種類
通信ケーブル	通信事業者	NTT以外のケーブル（CATV、市町村等）

※その他：各戸引込管、工業用水管、農業用水管、発電事業者ケーブルなど

2) 地下埋設物の調査及び現地踏査

設計業務受注者は、設計にあたって工事現場内の地下埋設物について、調査並びに現地踏査を行うものとする。

3) 設計業務成果への反映

設計業務受注者は、2)のほか、埋設物管理者への確認等を行い、埋設物件を示した平面図等を作成して設計業務発注者へ報告するとともに、設計業務成果へ反映させるものとする。

なお、必要に応じ埋設物管理者との協議及び立会い等には、設計業務発注者の同席を求めるものとする。

4) 設計業務成果の確認

設計業務発注者は、調査結果並びに措置方法等が設計業務成果へ反映されているか、その内容を確認するものとする。

Ⅱ 発注段階

5) 地下埋設物の事前協議

工事発注者は、地下埋設物の存在を現地調査及び占用台帳、設計業務成果等を確認のうえ、埋設物管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法等について、事前協議を実施するものとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

6) 施工における条件の明示

工事発注者は、地下埋設物の情報、施工上の注意点並びに埋設物管理者との事前協議事項等を、特記仕様書等に明示するものとする。

【P14. 特記仕様書記載例参照】

Ⅲ 施工段階

7) 施工における地下埋設物の確認指示

監督職員は、工事受注者に対して特記仕様書等に明示した地下埋設物の状況を、「地下埋設物確認書」により埋設物管理者に確認を行うよう指示するものとする。

8) 施工計画書への明示

工事受注者は、「地下埋設物確認書」に明記された施設について、現地での確認方法及び処置方法を施工計画書に明示する。併せて当該工事の埋設物責任者を配置するものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

9) 埋設物管理者等の協力（現地立会）による試掘前確認

工事受注者は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者や監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（現地立会）を求め、地下埋設物の試掘前確認を行うものとする。

なお、工事関係者に埋設位置を周知するため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を付けるものとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認]

- 2 発注者又は施工者は、土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

10) 監督職員への報告

監督職員は、工事受注者に確認結果を報告させ、その内容を確認するものとする。

11) 試掘等の実施

工事受注者は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（立会など）を求め、位置を確認したうえで、慎重に試掘を行うものとする。（試掘の際は埋設物責任者の立会を要する）

監督職員は、工事受注者が地下埋設物の位置を特定できなかった場合又は近接されると想定もしくは判断した場合は、地下埋設物の損傷を避けるため人力による施工機具または手掘りで試掘するよう工事受注者に対して指示するものとする。

埋設物の位置がそれでも不明の場合は、再度、位置を確認して行うものとするが、試掘が困難な場合にあっては、物理探査等について検討するものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

2. 事前確認

- (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第43 布掘り及びつぼ掘り]

- 1 施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿（せん）孔等を行う必要がある場合においては、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合など、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

12) 試掘結果の報告

工事受注者は、適切に地下埋設物を防護するとともに監督職員に地下埋設物の詳細な位置を報告する。同様に埋設物管理者へも報告するものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

4. 現場管理

- (1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
- (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第4-2 埋設物の事前確認]

- 3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。
- 4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後措置しなければならない。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第4-6 火気]

- 1 施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。
ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを検知機等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物に保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

[労働安全衛生規則 第362条 埋設物等による危険の防止]

- 2 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼす恐れのある場合の前項の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行い、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。
- 3 事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行わせなければならない。

13) 埋設物の近接作業

工事受注者は、試掘に立会した埋設物責任者の指示のもと、工事作業者に種類・位置等を周知し地下埋設物の近接作業を実施するものとする。

14) 施工区域外の埋設物の近接作業

工事受注者は、施工区域外（河川又は道路区域外など）の地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に埋設状況等の聞き取り調査を行う等、事故防止に努めるものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (3) 掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第45 近接位置の掘削]

- 1 施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設、掘削後の埋戻方法等について、発注者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

5. チェックリスト（地下埋設物・発注者用）

- ・地下埋設物の確認は、設計・発注・施工の各段階で本チェックリストにより行うこと。

チェックリスト（設計段階〔地下埋設物・発注者用〕）

業務名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
設計段階における点検項目	担当者 確認 年月日	チームリーダー 確認 年月日	チェック 時期
1. 地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）、道路又は河川台帳（台帳図・管理図に占用物件を図示したもの）、占使用許可台帳システム等で事前確認を行っているか。			設計書 作成時
2. 地下埋設物がある場合、必要に応じて現地確認しているか。			設計書 決裁時
3. 地下埋設物がある場合、設計業務特記仕様書等に地下埋設物の情報を明示しているか。			設計書 決裁時
4. 設計において、受注者は影響する地下埋設物の調査、現地踏査及び埋設物管理者への確認等を行い、その報告を受けているか。			業務 着手後
5. 調査及び協議結果が設計業務成果に反映されているか、その内容を確認したか。			成果品 納品時

※確認済みチェックリストは、設計業務成果に取り込むこと。

チェックリスト（発注・施工段階〔地下埋設物・発注者用〕）

工事名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
工事発注段階における点検項目	担当者	チームリーダー	チェック 時期
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 地下埋設物の存在を現地調査及び占用台帳、設計業務成果等から確認しているか。			設計書 作成時
2. 埋設物管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法等について、事前協議を行っているか。			設計書 作成時
3. 発注工事の特記仕様書や図面等に地下埋設物に関する情報と施工上の注意点を明示しているか。			設計書 決裁前
施工段階における点検項目	担当者	チームリーダー	チェック 時期
	確認 年月日	確認 年月日	
4. 工事受注者に対して、特記仕様書等に明示した地下埋設物の状況を、埋設物管理者に「地下埋設物確認書」により確認するように指示しているか。			初回 打合せ時
5. 地下埋設物の現地確認方法、処置方法が施工計画書に明示されているか。			施工計画書 受理時
6. 地下埋設物責任者の配置が明示されているか。			施工計画書 受理時
7. 工事受注者が埋設物管理者や監督職員の協力を基に、地下埋設物の位置を確認し、その結果について報告を受けているか。			試掘前
8. 試掘に立会してもなお、受注者が地下埋設物の位置を特定できなかった場合又は近接されると想定もしくは判断した場合は、人力試掘をするよう指示しているか。			試掘
9. 試掘の詳細結果について報告を受けているか。			試掘後

※確認済みチェックリストは、設計図書（最終変更設計書）に取り込むこと。

[参考１] チェックリスト（地下埋設物・受注者用）

- ・設計及び工事の受注者は、本チェックリストを参考に行うこと。（様式は任意）

チェックリスト（設計段階〔地下埋設物・受注者用〕）

業務名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
設計段階における点検項目	担当技術者	管理技術者	
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 業務に影響する地下埋設物の調査、現地踏査、埋設物管理者への確認を行っているか。			
2. 地下埋設物が確認された場合、発注者へ確認結果を報告したか。			
3. 地下埋設物の調査結果を反映した設計業務成果となっているか。			

※確認済みチェックリストは、業務打合せ・協議記録簿にて調査職員に提出すること

チェックリスト（施工段階「地下埋設物・受注者用」）

工事名		
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日	
受注者名		
施工段階における点検項目	現場代理人 確認 年月日	責任者 確認 年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を得ているか。		
2. 発注者へ「地下埋設物確認書」により確認結果を報告したか。		
3. 地下埋設物の確認方法及び処置方法について、施工計画書に明示しているか。 また、埋設物責任者を配置しているか。		
4. 埋設物管理者及び監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（必要に応じて立会など）を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		
5. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印をつけているか。		
6. 埋設物管理者及び監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に試掘の協力（立会など）を求めているか。		
7. 埋設物管理者（立会不要と判断した場合を除く）及び監督職員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（立会など）を求めて試掘を行ったか。		
8. 埋設物責任者は試掘に立会ったか。		
9. 試掘の結果、埋設物の位置を特定できなかった場合は、再度位置の確認を行ったか。（範囲を変える、試掘範囲を拡大する等）		
10. 試掘は、人力による施工機具または手掘りで行うよう工事作業者に指示したか。		
11. 地下埋設物の詳細な位置を確認したか。		
12. 発注者へ試掘の詳細結果を報告したか。		
13. 試掘に立会した埋設物責任者の指揮の下、工事作業者に種類・位置等を周知し地下埋設物の近接作業を実施しているか。		
14. 埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、必要に応じて埋設物の防護、補強等について、あらかじめ埋設物管理者と協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じているか。		
15. 河川又は道路管理区域外において、地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について、聞き取り等の調査を行っているか。		

※確認済みチェックリストは、工事打合せ簿にて監督職員に提出すること

[参考 2] 地下埋設物確認書

地下埋設物確認書

工 事 名		工 期	始 年 月 日 至 年 月 日
路線・河川名	国道・県道・市道・農道・その他（線）		
工事場所			
工事内容	掘削・推進・シールド・オーガー・その他（）		
発 注 者	秋田県〇〇地域振興局〇〇部		電話（ ）－
工事施工者	責任者		電話（ ）－ FAX（ ）－

事 業 所 名		埋設されております	埋設されていません	備 考
〇〇市上下水道局 〇〇課 〇〇係 電話 XXX-XXXX	上水道	年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	確認者氏名
	下水道	年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	
秋田県建設部 下水道マネジメント推進課 電話 018-860-2463		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	FAX 018-860-3813
東北電力ネットワーク(株) 秋田電力センター 送電課 電話 018-862-0308 FAX018-863-9844		Webシステム申請となります。 https://ap.infrastructure-mgmt.jp/ ※お問合せは左記までご連絡ください。		
東北電力ネットワーク(株) 秋田電力センター 配電管理課 電話 018-884-3313 FAX018-833-1801		Webシステム申請となります。 https://ap.infrastructure-mgmt.jp/ ※お問合せは左記までご連絡ください。		
(株)NTT東日本ー東北 秋田サービスセンター 電話 018-883-4145		Webシステム申請となります。 https://ap.infrastructure-mgmt.jp/ ※Internet Explorerはサポートしていません。		
ソフトバンク株式会社 東北ネットワークセンター 電話 022-767-4041		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	FAX 022-767-4042
NTTドコモ設備管理代行 NTTインフラネット(株)秋田支店 電話 018-884-7555 chikamaiaikita@nttinf.co.jp		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	※一般国道7号・13号 ・46号のみ受付 ※メール受付
秋田発電・工業用水道 指定管理者 〇〇〇〇 電話 XXX-XXXX		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	FAX XXX-XXXX
		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	
		年 月 日 担当者 印	年 月 日 担当者 印	

・埋設物確認は訪問により実施する。
 ・備考FAX番号記載事業所はFAXでも受付可能。
 ※ 埋設有無及び工事の大小に係らず、位置図持参のうえ全事業所より証明を得る。

6. 特記仕様書記載例（地下埋設物）

下記の記載例を参考にして、特記仕様書等に本マニュアルを位置づけるものとする。

【設計業務・建設工事 共通】

第〇条 地下埋設物の損傷事故防止について

1. 本業務（又は工事）は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（案）（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

【設計業務】

第〇条 地下埋設物の調査について

1. 設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細について調査するものとする。
2. 設計箇所に地下埋設物があると認められた場合は、埋設物管理者に対して調査及び確認を行い、設計に反映するものとする。
3. 上記により、貸与資料と相違が生じた場合は、設計業務等共通仕様書第1207条第3項により、調査職員と協議するものとする。

【建設工事】※発注時に地下埋設物を把握している場合に明示

第〇条 地下埋設物の確認

1. 地下埋設物については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物管理者及び監督職員（必要に応じ河川又は道路管理者）と現場代理人の協力（立会など）のもと、現地で確認するものとする。
2. 本工事と近接する地下埋設物は以下のとおりである。

地下埋設物の種類	管理者	条件等	貸与する資料
(例)通信ケーブル	〇〇〇	埋設表示テープ有	△△業務委託報告書

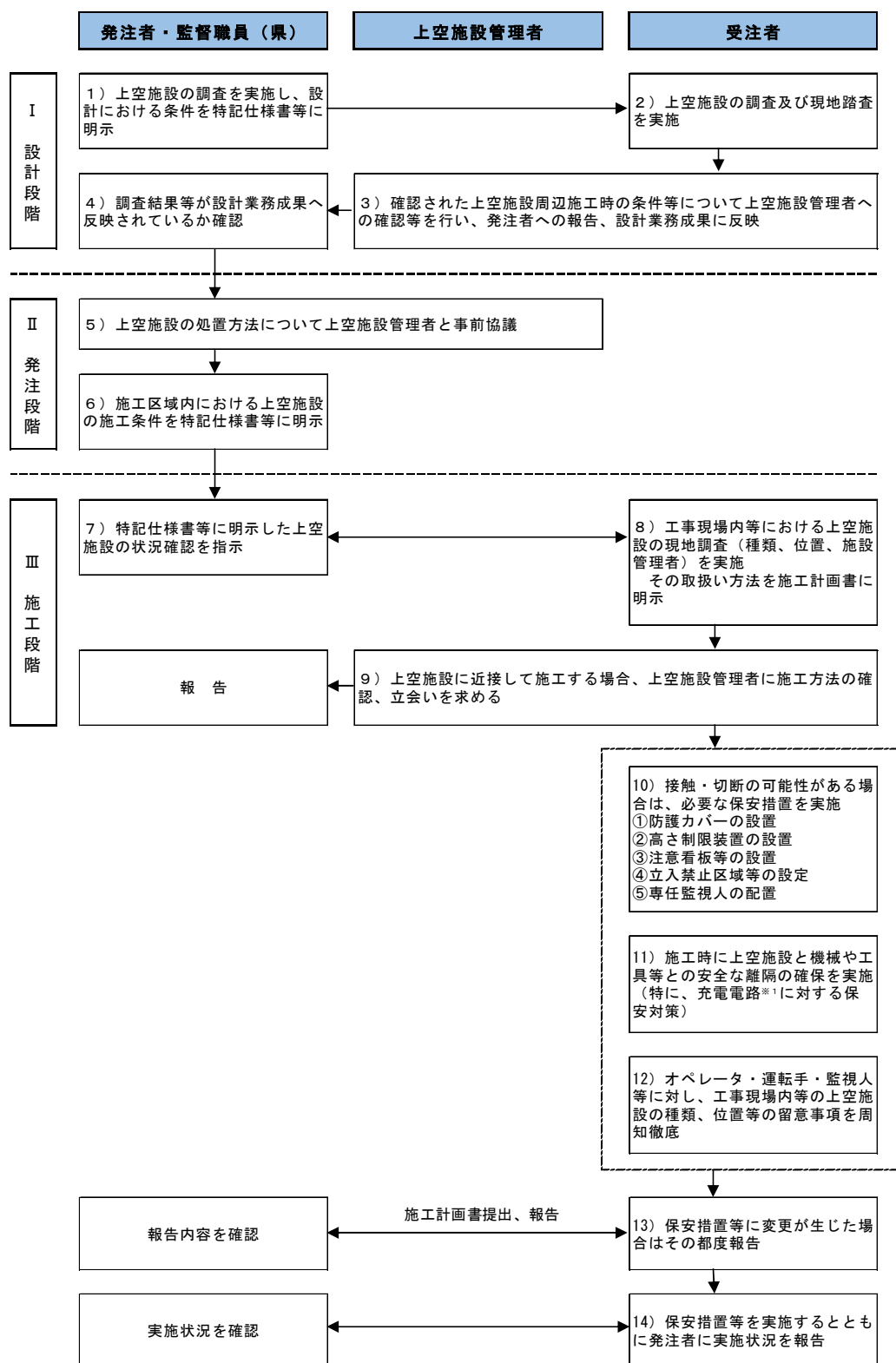
3. 上記の地下埋設物については、貸与された資料のほか「地下埋設物確認書」により、詳細について確認するものとする。
4. 地下埋設物の確認が完了していても、時間経過による状況変化や確認内容に齟齬がある場合もあるため、設計図面等に記載されている地下埋設物等の情報を過信することなく、慎重に調査・確認を行い事故対策を万全に行うこと。
5. 地下埋設物の詳細位置については、原則として試掘で確認するものとする。
6. 試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - (1) 試掘位置は、埋設物管理者及び監督職員（必要に応じ道路管理者等）との調整により決定する。
 - (2) 試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督職員（必要に応じ道路

管理者等）の協力（立会など）により実施する。

（３）試掘の結果によって、埋設物の位置が不明の場合は追加調査を実施する。

（４）上記（１）から（３）の試掘に要する費用については、契約変更の対象とする。

7. 上空施設の事故防止対策実施フロー図



※ 受注者は、工事に係わる全ての上空施設の現地調査を行い支障物件の有無に関わらず監督職員に報告しなければならない

※1 充電電路
裸線（露出部分等）に触れば感電する
通電状態のもの

8. 上空施設に対する作業の手順

I 設計段階

1) 設計における条件の明示

設計業務発注者は、上空施設について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）や道路台帳等（施設管理台帳等）及び現地確認により事前調査し、その結果に基づいて、設計業務特記仕様書等に上空施設について明示するものとする。

【P25. 特記仕様書記載例参照】

なお、このことは概略設計段階から行うものとし、詳細設計段階まで繰り返す行うものとする。

2) 上空施設の調査及び現地踏査

設計業務受注者は、工事現場及び資機材等の搬入出時の経路等における上空施設について、調査並びに現地踏査を行うものとする。

3) 設計業務成果への反映

設計業務受注者は、2)のほか、上空施設管理者への確認等を行い、上空施設を示した平面図等を作成して設計業務発注者へ報告するとともに、設計業務成果へ反映させるものとする。

なお、必要に応じ上空施設管理者との協議及び立会い等には、設計業務発注者の同席を求めるものとする。

4) 設計業務成果の確認

設計業務発注者は、調査結果並びに措置方法等が設計業務成果へ反映されているか、その内容を確認するものとする。

II 発注段階

5) 上空施設の事前協議

工事発注者は、上空施設の存在を現地調査及び占用台帳、設計業務成果等を確認のうえ、上空施設管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法等について、事前協議を実施するものとする。

6) 施工における条件の明示

工事発注者は、工事現場並びに資機材等の搬入出時の経路等における上空施設の情報、施工上の注意点並びに上空施設管理者との事前協議事項等を、特記仕様書等に明示するものとする。 【P25. 特記仕様書記載例参照】

Ⅲ 施工段階

7) 施工における上空施設の確認指示

監督職員は、工事受注者に対して特記仕様書等に明示した上空施設の状況を、上空施設管理者に確認を行うよう指示するものとする。

8) 現地調査及び施工計画書への明示

工事受注者は、工事現場並びに資機材等の搬入出時の経路等における上空施設について現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び上空施設管理者・条件等を確認するとともに、施工時における上空施設の取扱方法を施工計画書に明示するものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般]

1. 事前確認

- (1) 工事現場における架空線等上空施設について、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認すること。

2. 施工計画

架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会を求めること。

○架空線等上空施設

- ・電力線
- ・電話線、有線、引込み線、CATV線
- ・上空施設（跨線橋、横断ボックス、信号機、道路標識、照明灯等）

○特に高圧線については、詳細な事前調査が必要である。

- ・工作物の建設等の作業を伴う場合の感電の防止（安衛則第349条）

[労働安全衛生規則 第349条]

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該充電電路を移設すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

○ダンプトラックで運搬等を行う場合は、ダンプアップする位置における上空施設についても現地調査を行い、必要な対策を講ずるものとする。

○現地調査の結果については、監督職員へ報告するものとする。

9) 上空施設管理者の協力による確認と立会依頼

工事受注者は、上空施設に近接して工事並びに資機材等の搬入出を行う場合は、上空施設管理者に施工方法の確認や立会いを求めるものとする。

また、その際に上空施設管理者から指示された事項等については、速やかに監督職員へ報告を行うものとする。

○現地調査した上空施設に近接して工事（資機材等の運搬等の簡易・短時間作業を含む）を実施し、接触・切断・損傷等が想定される場合や高圧線との離隔距離が最少離隔距離以内となる可能性がある場合等は、上空施設管理者に施工方法の説明や確認、立会いを求めるものとする。

10) 施工における保安措置等

上空施設に対して建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、以下の保安措置等を行うものとする。

- ①上空施設への安全設備（防護カバー等）の設置
- ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
- ③上空施設の位置、離隔距離、注意喚起を明示する看板等の設置
- ④建設機械ブーム等の旋回・立ち入り禁止区域等の設定
- ⑤近接して施工する場合は専任監視人の配置

- 現場状況に応じた保安措置等を講じるものとする。
- 建設工事公衆災害防止対策要綱並びに、上空施設管理者による指導事項等についても参考にして保安措置等を講じるものとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第36 架線、構造物等に近接した作業]

- 1 施工者は、架線、構造物等若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て建設機械を操作する場合には、接触のおそれがある物件の位置が明確に分かるようマーキング等を行った上で、歯止めの設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、交通誘導警備員の配置等必要な措置を講じるとともに作業員等に確実に伝達しなければならない。
- 2 施工者は特に高圧電線等の重要な架線、構造物に近接した工事を行う場合は、これらの措置に加え、センサー等によって危険性を検知する技術の活用にも努めるものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般]

1. 事前確認
 - (2) 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。
 - ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置
 - ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置
 - ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
 - ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設置

11) 近接施工時の施工管理

上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保するものとする。

- 離隔の確保が困難な場合や接触・切断等が考えられる場合は、10) 施工における保安措置等により実施するものとする。

[土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般]

3. 現場管理
 - (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。

12) 運転手等関係者への周知徹底

建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人等に対し、工事現場並びに資機材等の搬入出時の経路等において近接する上空施設の種類、位置（場所、高さ等）のほか、損傷等により及ぼす被害や危険性等について、周知徹底を図るものとする。

また、公道における上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底を図るものとする。

- 建設機械のオペレータやダンプトラックの運転手等に対して、工事現場及び工事用道路内に近接する上空施設の種類や位置を図面等に示すことにより、周知徹底を図るものとする。
- また、ダンプトラックのダンプアップ状態及びクレーン等のブームを伸ばした状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項についても、書面や現場掲示、ステッカー等により周知徹底を図るものとする。
- 周知にあたっては、新規入場者教育のほか、朝礼、安全訓練・安全委員会の活用など、現場に即した工夫により徹底を図るものとする。

13) 保安措置等の報告

工事受注者は、施工計画書に明示した上空施設の保安措置等に変更が生じた場合は、その都度監督職員に報告するものとする。

14) 保安措置等実施状況の報告

工事受注者は、保安措置等の実施状況を監督職員に報告するものとする。

9. チェックリスト（上空施設・発注者用）

- ・上空施設の確認は、設計・発注・施工の各段階で本チェックリストにより行うこと。

チェックリスト（設計段階〔上空施設・発注者用〕）

業務名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
設計段階における点検項目	担当者	チームリーダー	チェック時期
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 上空施設について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）や道路台帳等（施設管理台帳等）及び現地確認により事前調査を行っているか。			設計書作成時
2. 事前調査結果に基づいて、設計業務特記仕様書等に上空施設について明示しているか。			設計書決裁時
3. 上空施設管理者への確認等を行い、その結果について報告を受けた記録があるか。			成果品納品時
4. 調査結果等が設計業務成果に反映されているか。その内容を確認したか。			成果品納品時

※確認済みチェックリストは、設計業務成果に取り込むこと。

チェックリスト（発注・施工段階〔上空施設・発注者用〕）

工事名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
工事発注段階における点検項目	担当者	チームリーダー	チェック時期
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 工事現場における上空施設について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法について事前協議したか。			設計書作成時
2. 上空施設の存在を現地調査、占用台帳等と設計業務成果物から確認しているか。			設計書作成時
3. 受注者に対して、特記仕様書等及び図面の契約図書に上空施設の情報と施工上の注意点並びに上空施設管理者との事前協議事項等を明示しているか。			設計書決裁前
施工段階における点検項目	担当者	チームリーダー	チェック時期
	確認 年月日	確認 年月日	
4. 受注者が報告してきた工事現場における上空施設の現地調査結果を確認しているか。			施工前
5. 上空施設に近接して工事を行う場合、上空施設管理者から指示された事項等を報告させて確認しているか。			施工前
6. 施工時における上空施設の取扱方法を報告させ確認しているか。			施工前
7. 現地で実施した上空施設の保安措置等の状況を報告させ確認しているか。			施工前

※確認済みチェックリストは、設計図書（最終変更設計書）に取り込むこと。

[参考3] チェックリスト（上空施設・受注者用）

- ・設計及び工事の受注者は、本チェックリストを参考に行うこと。（様式は任意）

チェックリスト（設計段階〔上空施設・受注者用〕）

業務名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
設計段階における点検項目	担当技術者	管理技術者	
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 設計業務箇所の工事に影響する上空施設について、調査及び現地踏査により確認を行ったか。			
2. 確認された上空施設の管理者へ施工時の条件等を確認したか。			
3. 上空施設を示した平面図等を作成し、上空施設管理者より確認した施工時の条件等を含めて発注者に報告したか。			
4. 調査結果及び協議結果を反映した設計業務成果となっているか。			

※確認済みチェックリストは、業務打合せ・協議記録簿にて調査職員に提出すること。

チェックリスト（施工段階〔上空施設・受注者用〕）

工事名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
受注者名			
施工段階における点検項目	現場代理人	責任者	
	確認 年月日	確認 年月日	
1. 工事現場における上空施設について、施工に先立ち現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。			
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。			
3. 工事現場並びに資機材等の搬入出経路における上空施設の取扱方法について、施工計画書に明示したか。			
4. 上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。			
5. 上空施設管理者から指示された保安措置等について、発注者（監督職員）へ報告したか。			
6. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、以下の保安措置を講じているか。 ①上空施設への安全設備（防護カバー等）の設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③上空施設の位置、離隔距離、注意喚起を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立ち入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合の専任監視人の配置			
7. 上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。			
8. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人等に対し、上空施設の種類、位置（場所、高さ等）の周知、並びにダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立ち入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。			
9. 施工計画書に明示した上空施設の保安措置等に変更が生じた場合、その都度監督職員に報告しているか。			
10. 保安措置等の実施状況を監督職員に報告しているか。			

※確認済みチェックリストは、工事打合せ簿にて監督職員に提出すること。

10. 特記仕様書記載例（上空施設）

下記の記載例を参考にして、特記仕様書等に本マニュアルを位置づけるものとする。

【設計業務・建設工事 共通】

第〇条 架空線等上空施設の損傷事故防止について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（案）（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

【設計業務】

第〇条 架空線等上空施設の確認について

1. 本設計範囲内にある架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地踏査及び上空施設管理者との協議により確認するものとする。

【建設工事】 ※発注時に架空線等上空施設を把握している場合に明示

第〇条 架空線等上空施設について

1. 本工事範囲内にある架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地踏査及び上空施設管理者との協議により確認するものとする。
2. 本工事範囲内にある架空線等上空施設は以下のとおりである。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
電柱	〇〇電力	移設	道路台帳
架空線	△△△	移設保護	□□業務報告書